

# 郡山市振動防止対策指針

平成11年 2月 3日制定

平成20年 2月 4日改正

[環境部環境保全センター]

(趣旨)

第1条 この指針は、工場若しくは事業場(以下「工場等」という。)における事業活動又は建設工事に伴って発生する振動の防止に関し、工場等を設置する者又は建設工事を施工する者が準拠すべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「振動施設」とは、工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって別表第1に掲げるものをいう。

2 この指針において「振動建設工事」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって別表第2に掲げるものをいう。

(適用地域)

第3条 この指針の適用地域は、市内全域(振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域を除く。)とする。ただしこの指針のうち振動建設工事に係る部分の適用地域は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域とする。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法第7条に規定する保育所

(3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所

(4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(基準)

第4条 振動施設を設置している工場等における事業活動又は振動建設工事に伴って発生する振動の防止に関し、工場等を設置する者又は建設工事を施工する者が準拠すべき基準は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

第5条 この指針における振動の測定は、別表第3の備考に定める方法により行うものとする。

附 則

この指針は、平成11年3月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

### 振動施設

#### 1 金属加工機械

(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

(2) 機械プレス

(3) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）

(4) 鍛造機

(5) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）

#### 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

#### 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

#### 4 織機（原動機を用いるものに限る。）

#### 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）

#### 6 木材加工機械

(1) ドラムバーカー

(2) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

#### 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）

#### 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

#### 9 合成樹脂用射出成形機

#### 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

## 別表第2（第2条関係）

### 振動建設工事

#### 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業

#### 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

#### 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

#### 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

## 別表第3（第4条関係）

振動施設を設置している工場等における事業活動に伴って発生する振動に係る基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 7 時から午後 7 時 まで)	夜 間 (午後 7 時から翌日の 午前 7 時まで)
都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域のうち工業専用地域並びに用途地域以外の地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

#### 備 考

- この基準は、振動施設を設置している工場等において発生する振動の当該工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域においては、この表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値を許容限度とする。
- デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第51号）別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
  - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
    - 温度、湿度、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
  - 暗振動の影響の補正は次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（その場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第4（第4条関係）

振動建設工事に伴って発生する振動に係る基準

基準 種別 区域	敷地の境界線 における振動 基準	作業時刻に関 する基準	作業時間に関 する基準	作業期間に関 する基準	作業日に関す る基準
該当区域	75デシベル以下	午前7時から午後7時までの時間内であること。 ただし備考1、2、3、4及び5に掲げる場合における当該振動施設工事に係る振動は、この限りでないこと。	1日10時間を超えないこと。 ただし、備考1及び2に掲げる場合における当該振動建設工事に係る振動は、この限りでないこと。	連続して6日を超えないこと。 ただし、備考1及び2に掲げる場合における当該振動建設工事に係る振動は、この限りでないこと。	日曜日又はその他の休日に行われるものでないこと。 ただし、備考1、2、6、7、8及び9に掲げる場合における当該振動建設工事に係る振動は、この限りでないこと。

備 考

- 1 災害その他非常の事態の発生により振動建設工事を緊急に行う必要がある場合
- 2 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に振動建設工事をを行う必要がある場合
- 3 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において振動建設工事をを行う必要がある場合
- 4 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に振動建設工事を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において振動建設工事を夜間に行うべきこととされた場合
- 5 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に振動建設工事を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において振動建設工事を夜間に行うべきこととされた場合
- 6 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に振動建設工事を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
- 7 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所

の変更の工事として行う振動建設工事につき、当該振動建設工事を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該振動建設工事に従事する者の生命及び身体に対する安全が確保できないため特に当該振動建設工事を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

8 道路法第34条の規定に基づき、遺路の占用の許可に振動建設工事を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において振動建設工事を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

9 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に振動建設工事を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において振動建設工事を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合